

健康保険証の切替えについて（保険証記号「5」JSR用）

所属企業により資料や手続きが異なりますので、まずは以下をご確認ください

お持ちの健康保険証の記号は「5」である
(=「JSR在籍者」および「JSRから他社への出向者」)



YES (記号5)

NO (記号5以外)

本資料をお読み頂き、
必要な手続きを行ってください

この資料は**確認不要**です。
資料「保険証記号5以外グループ企業用」
をご覧ください。

健康保険証の切替えについて（保険証記号「5」JSR用）

2024年12月以降、健康保険証の扱いが大きく変わります。

ご自身およびご家族でお手続きが必要ですので、必ずご確認ください。

1. マイナ保険証への移行（P3～12）

- ・ 2024年12月から健康保険証の新規発行は終了し、マイナンバーカードの保険証利用（マイナ保険証）が基本となります。
- ・ 万が一マイナ保険証が使えない等のトラブル回避のため、12月を待たずとも早めにマイナ保険証をご利用ください。
- ・ マイナ保険証を利用できない場合は、代替りの書類（資格確認書、資格情報のお知らせ）をご利用いただきます。

2. JSRとJICC-02の合併に伴う手続き（P13～14）

- ・ 2024年12月にJSRとJICC-02は合併し、JICC-02が存続会社となり、JSRに社名変更して現在のJSRの事業を承継します。
[合併に関するリリース情報：[合併予定日のお知らせ | 2024年 | ニュース | JSR株式会社](#)]
- ・ これに伴い、2024年10月に合併前に必要な健康保険に関する手続きをメール（Forms）でお送りします。
- ・ また、2025/1/10以降は現行の健康保険証は利用できなくなります。現行の保険証は2025年1月中旬以降に回収します。

健康保険証の切替えについて（保険証記号「5」JSR用）

1. マイナ保険証への移行

(1) 健康保険の利用方法

- ・医療機関の受診は1（マイナ保険証の利用）が基本となります。早めにマイナ保険証での受診を開始してください。
- ・1で受診ができない場合は2～4で受診してください。
- ・4（現行の健康保険証）は2025/1/10以降は利用できません。

No.	利用方法	取得方法	備考	参照ページ
1	<p>現在から 利用可能</p> <p>マイナ保険証</p> 	<p>ご自身でマイナンバーカードを取得の上、マイナ保険証の利用登録を行ってください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用登録済の方は現在から利用可能です。 ・JICCとの合併後、登録のやり直しは不要です。 	P4～9
2	<p>2025/1 発行</p> <p>資格確認書</p> <p>紙</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナ保険証をお持ちでない方に発行します。 ・申請方法など詳細は2024/11月にご案内いたします。 	<p>マイナ保険証をお持ちでない方が、医療機関を受診するときにご利用いただきます（2025/1/10以降）</p>	P10
3	<p>資格情報のお知らせ + マイナンバーカード</p> <p>2024/9、 2025/1 発行</p> <p>紙</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格情報のお知らせは会社にマイナンバーを提供済の方にお送りします。 ・資格情報はマイナポータルからスマホにダウンロードして利用することも可能です。 	<p><こんな時に利用します></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カードリーダーがない医療機関を受診するとき ・停電や、ICチップ破損など不具合でマイナ保険証が使えないとき 	P11～12
4	<p>2025/1/9 利用終了!</p> <p>健康保険証</p> 	<p>現在お持ちの保険証をご利用下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2024/12以降は一切発行できません。 ・2025/1/10以降は利用できません。 ・2025/1月中旬以降に回収します。 	P14

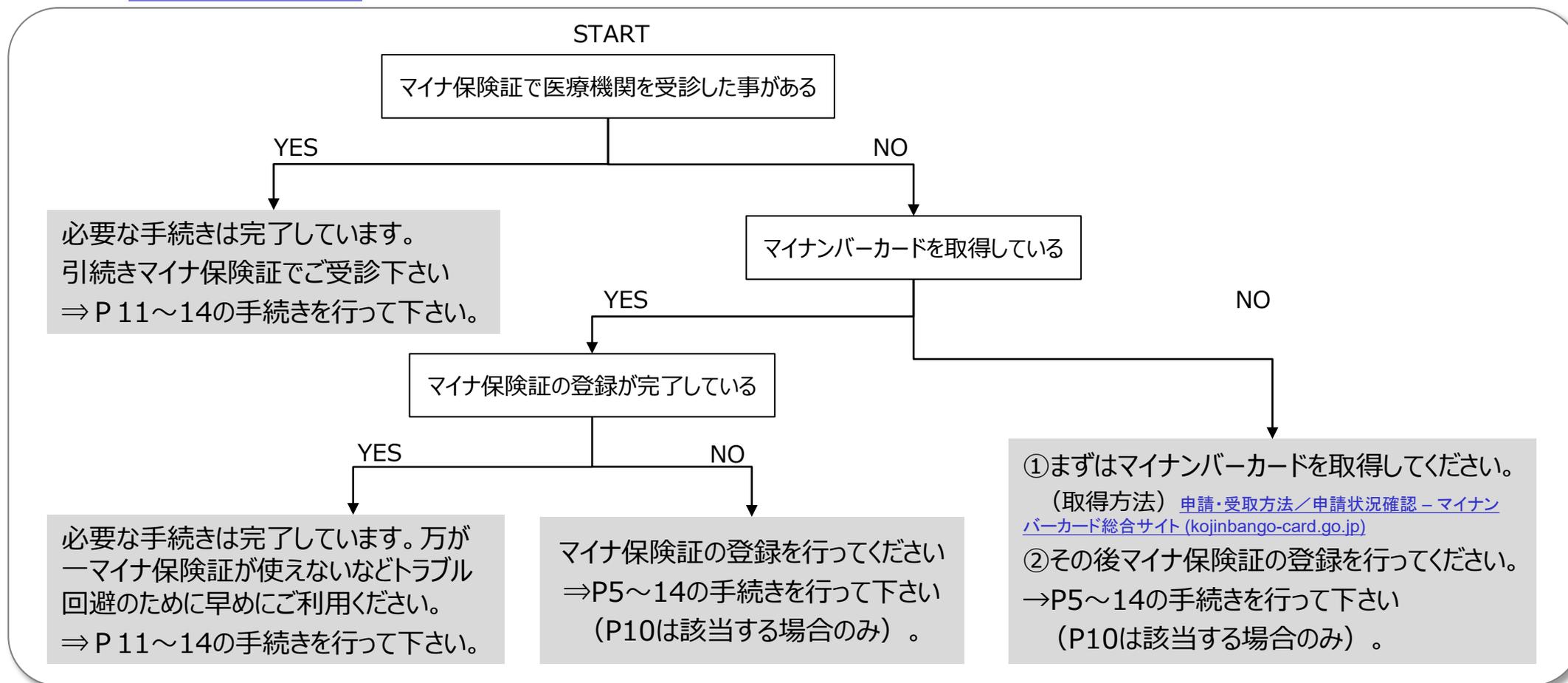
健康保険証の切替えについて（保険証記号「5」JSR用）

1. マイナ保険証への移行

(2) マイナ保険証の利用登録

必要な手続き

ステージごとに手続きが異なりますので、フローチャートの該当する手続きを行ってください。



健康保険証の切替えについて（保険証記号「5」JSR用）

1. マイナ保険証への移行

(2) マイナ保険証の利用登録

必要な手続き

- ・ マイナンバーカードを保険証として利用するためには、事前登録が必要です。
以下いずれかの方法で事前登録を行いマイナ保険証を利用して下さい（各手続きの詳細はP6～9参照）
- ・ 登録後は、万が一マイナ保険証が使えない等のトラブル回避ためにマイナ保険証をご利用ください。
- ・ **なお、JSR合併に伴う切替登録は健保組合が一斉に行いますので、個人での再登録は不要です。**

The diagram illustrates four registration methods for the My Number Insurance Card. Each method is shown in a yellow box with an icon and a callout bubble.

- スマホで簡単!** (Simple on smartphone!)
Icons: Two smartphones showing the app interface.
Text: <実証ベータ版> <正式版> (Beta and Official versions)
Label: マイナポータル (My Number Portal)
- 受診時に簡単にできます!** (Can be done easily at the time of the visit!)
Icon: A blue medical facility card reader.
Label: 医療機関窓口のカードリーダー (Card reader at medical facility window)
- カードをかざし、4ケタの暗証番号を入れるだけ!** (Just hold the card and enter the 4-digit PIN!)
Icon: Two Seven Bank ATMs.
Label: セブン銀行ATM (Seven Bank ATM)
- 市区町村の窓口** (City/Town/Village Office Window)
Icon: A person at a service counter.
Label: 市区町村の窓口 (City/Town/Village Office Window)

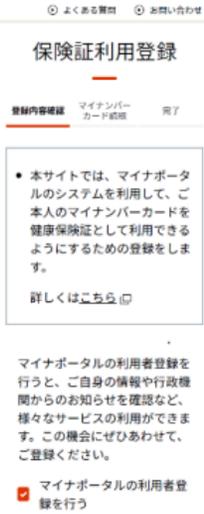
健康保険証の切替えについて（保険証記号「5」JSR用）

1. マイナ保険証への移行

(2) マイナ保険証の利用登録

【パターン1】 スマホの「マイナポータル」から登録

* 対応機種でない場合は、パターン2～4の方法でご登録ください。

STEP0	STEP1	STEP2	STEP3
必要なものを準備する	マイナポータルアプリを起動する	利用規約等を確認して、同意する	マイナナンバーカードを読み取る
<ul style="list-style-type: none"> 申込者本人のマイナナンバーカード 「マイナポータルアプリ」のインストール <p>iPhone Android</p>  <p>QRコードが読み取れない場合は、App Store(iOS)、Google Play(Android OS)より「マイナポータル」で検索してください。</p> <p>マイナポータルアプリ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> マイナポータルアプリを起動 「申し込む」を押し、申込のページを開く 	<ul style="list-style-type: none"> 「マイナポータル利用規約」をご確認いただき、「同意して次へ進む」を押し ※ 併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 数字4桁の暗証番号を入力する マイナナンバーカードをスマートフォンにぴったりとあてて読取開始ボタンを押し <p>セブン銀行のATMでも 申込ができるようになりました！</p> 
			申込完了！

厚労省HP : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

健康保険証の切替えについて（保険証記号「5」JSR用）

1. マイナ保険証への移行

(2) マイナ保険証の利用登録

【パターン2】 医療機関窓口のカードリーダーから登録



厚労省HP : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

健康保険証の切替えについて（保険証記号「5」JSR用）

1. マイナ保険証への移行

(2) マイナ保険証の利用登録

【パターン3】 セブン銀行ATMから登録

**マイナンバーカードの健康保険証利用の
申込みはセブン銀行ATMで!**

- お持ちのスマートフォンがマイナポータルアプリ（申込みに必要な専用アプリ）に対応していない方
- スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方

→ **セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ!**

ATMでの申込みに必要なもの

マイナンバーカード + 利用者証明用パスワード (4桁)

※ATMの操作に健康保険証は不要です。

対応している医療機関・薬局

このステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局で使えるようになります

マイナ受付

※利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています。

厚労省HP : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

健康保険証の切替えについて（保険証記号「5」JSR用）

1. マイナ保険証への移行

(2) マイナ保険証の利用登録

【パターン4】 市区町村の窓口で登録

窓口の案内に従ってください。



厚労省HP : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

健康保険証の切替えについて（保険証記号「5」JSR用）

1. マイナ保険証への移行

(3) 資格確認書

必要な手続き ※**該当者のみ**。

- ・ マイナ保険証で医療機関が受診できないなど、以下の交付対象者に該当する場合は「資格確認書」を発行いたします。
- ・ 申請方法など詳細は11月にご案内いたします。

※**マイナ保険証が利用できる方には発行できません。**

<交付対象者>

A	マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
B	マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して 資格確認を補助する必要がある者
C	マイナンバーカードを取得していない者
D	マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
E	マイナ保険証の利用登録解除を申請した者（登録解除者）
F	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
G	マイナンバーカードの返納者

<イメージ（A4用紙）>

健康保険資格確認書			
本人（被保険者）		年 月 日交付	
記 号	番 号	(枝番)	
氏 名			
性 別			
生 年 月 日	年 月 日		
資格取得年月日	年 月 日		
一部負担金の割合 発 効 年 月 日	割	年 月 日	
有 効 期 限			
保 険 者 番 号			
保 険 者 名 称			印
保 険 者 所 在 地			

健康保険証の切替えについて（保険証記号「5」JSR用）

1. マイナ保険証への移行

（4）資格情報のお知らせ

- ・2024/9月に「資格情報のお知らせ」をお送りします。

＜発行の目的＞ ・マイナンバーの紐づけに誤りがないかのご確認
 ・扶養家族のご確認

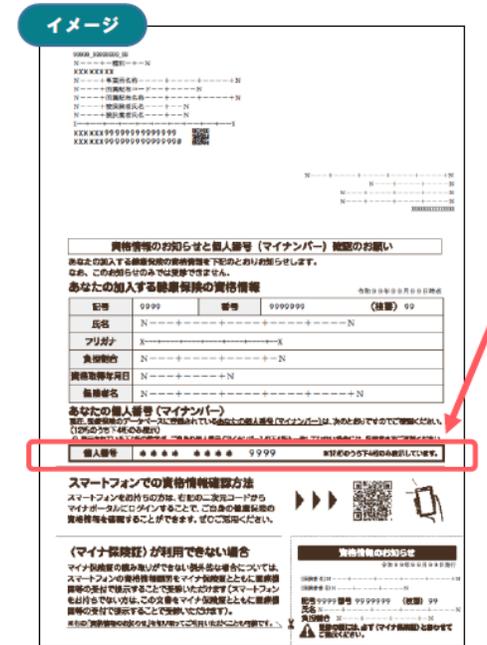
＜利用する時＞ ・カードリーダーがない医療機関を受診するとき
 ・停電や、ICチップ破損など不具合でマイナ保険証が使えないとき
 ・健保組合への申請時に、保険証の記号・番号を確認するとき

＜記載内容＞ ・健康保険の資格情報（記号・番号、資格取得年月日、保険者名など）
 ・マイナンバー（下4桁）

必要な手続き

- ① **マイナンバーの下4桁に誤りがないかをご確認ください。**
- ② **扶養家族に誤りがないかをご確認**いただき、誤りがある場合は健保組合へご連絡ください。
 ※会社にマイナンバーを提供していない方や、会社から健保組合にマイナンバーが届いていない方には「資格情報のお知らせ」は発行していません。
- ③ **捨てずに大切に保管**してください。

※配布ルートはP16をご参照ください。



健康保険証の切替えについて（保険証記号「5」JSR用）

1. マイナ保険証への移行

（4）資格情報のお知らせ

2024年12月にJSRとJICC-02は合併します（P2）。

JSRは合併前後で別法人となり、健康保険の資格情報が変わるため、合併後のJSRの「資格情報のお知らせ」を配布いたします。

必要な手続き

- ・2025/1月に**合併後**のJSRの「資格情報のお知らせ」をお送りしますので、中身をご確認のうえ大切に保管してください。
- ・2024/9月にお送りした合併前のJSRの「資格情報のお知らせ」は、合併後のJSR分を受領後は、廃棄して下さい。
- ・配布方法など詳細は近づきましたらご案内いたします。

<こんな時に利用します>

- ・カードリーダーがない医療機関を受診するとき
- ・停電や、ICチップ破損など不具合でマイナ保険証が使えないとき
- ・健康保険組合の申請時に、保険証の記号番号を確認するとき

<利用方法>

- ・資格情報のお知らせとマイナンバーカードを医療機関窓口に提示



健康保険証の切替えについて（保険証記号「5」JSR用）

2. JSRとJICC-02の合併に伴う手続き

2024年12月に予定されている合併（P2）に伴い、P13、14の手続きが必要となります。

（1）同意手続き

- ・ JSRは合併前後で別法人となるため、法令上、合併後のJSRがJSR健保組合に加入することについて、JSR従業員の過半数から同意が必要です。
- ・ 過半数の同意をいただいた場合は、皆様は引き続きJSR健保組合に加入することとなり、合併前後で健康保険の制度に変更は生じません。

必要な手続き

- ・ 2024/10月に案内メールをお送りします。合併後のJSRがJSR健保組合に加入することについてメール内のFormsから同意・不同意をご回答ください。

健康保険組合の事業所編入に伴う同意

SPICにより承継されたJSR株式会社、新たにJSR健康保険組合に加入することにつき、ご回答をお願いいたします。

1. 私は、JSR株式会社がJSR健康保険組合に加入することに同意します。*

同意する

同意しない

2. 個人コード（数字4桁）*

値は数値にする必要があります

3. 氏名（例：健保 太郎）*

回答を入力してください

健康保険証の切替えについて（保険証記号「5」JSR用）

2. JSRとJICC-02の合併に伴う手続き

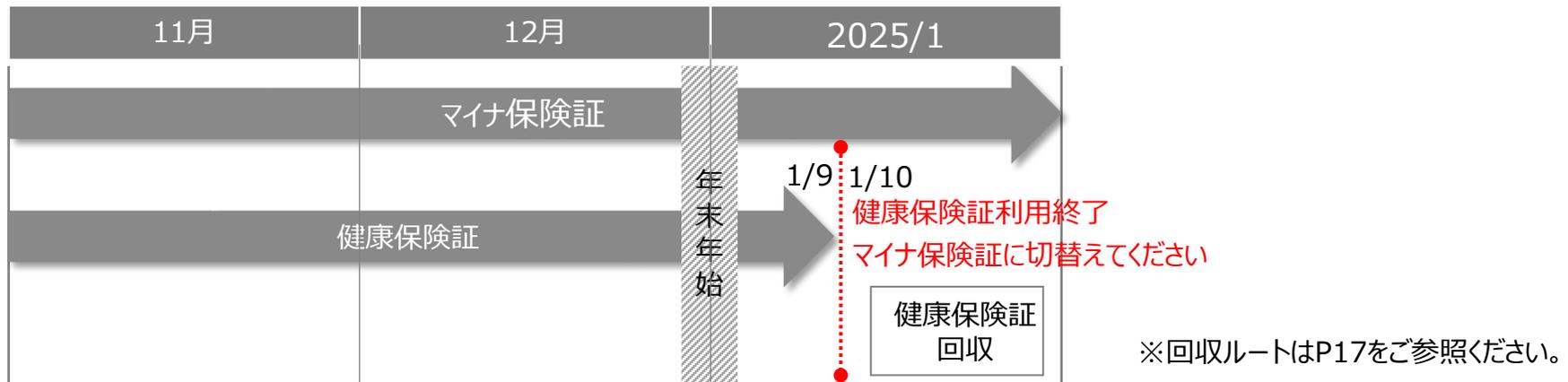
(2) 保険証の回収

JSRは合併前後で別法人となるため、保険証の切替えが必要です。

(合併により記号が「5」から「70」に変わりますが、切替え作業は健保組合が一斉に行いますので、個人での作業は不要です)

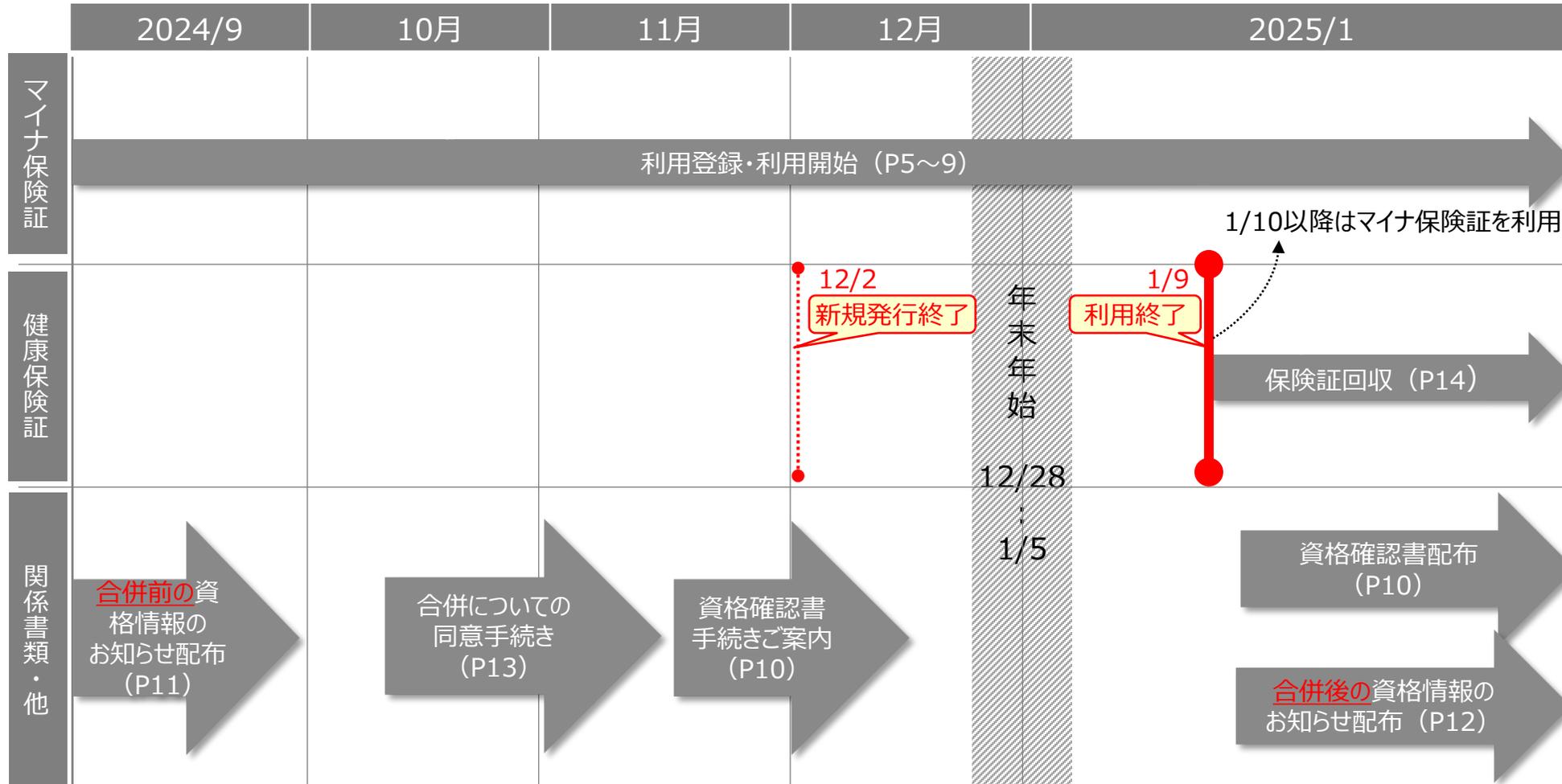
必要な手続き

- 健康保険証は、2025/1/9まで利用可能です。2025/1/10以降はマイナ保険証を利用してください。
(マイナ保険証を利用できない場合は「資格確認書」または「資格情報のお知らせ+マイナンバーカード」を利用)
- 健康保険証は2025/1月中旬以降に回収しますので、ご家族分を含めて捨てずに保管してください。
詳細は、時期が近づきましたらご案内いたします。



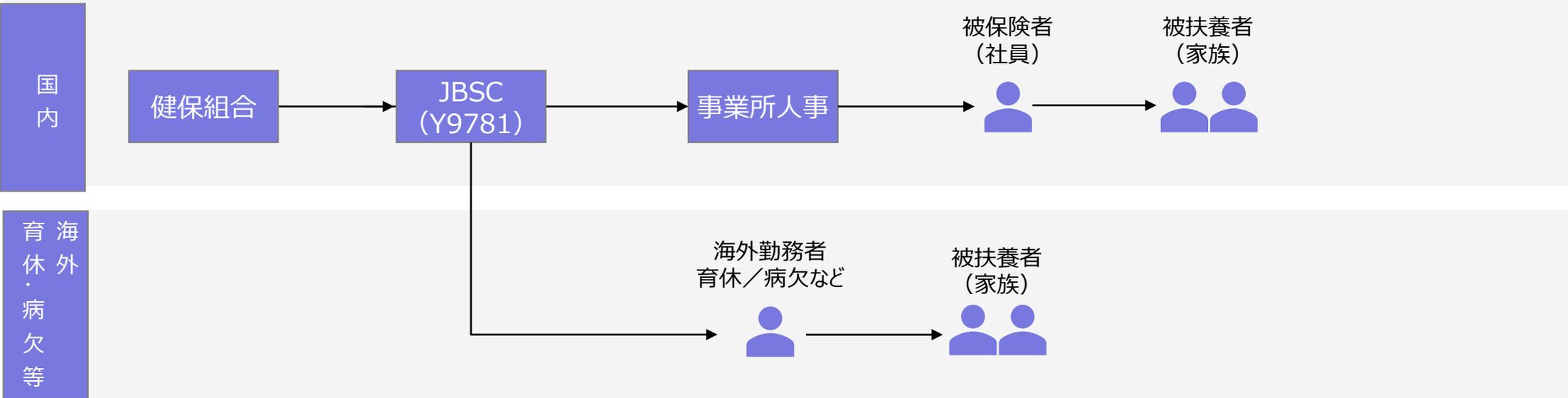
健康保険証の切替えについて（保険証記号「5」JSR用）

（まとめ）全体スケジュール



健康保険証の切替えについて（保険証記号「5」JSR用）

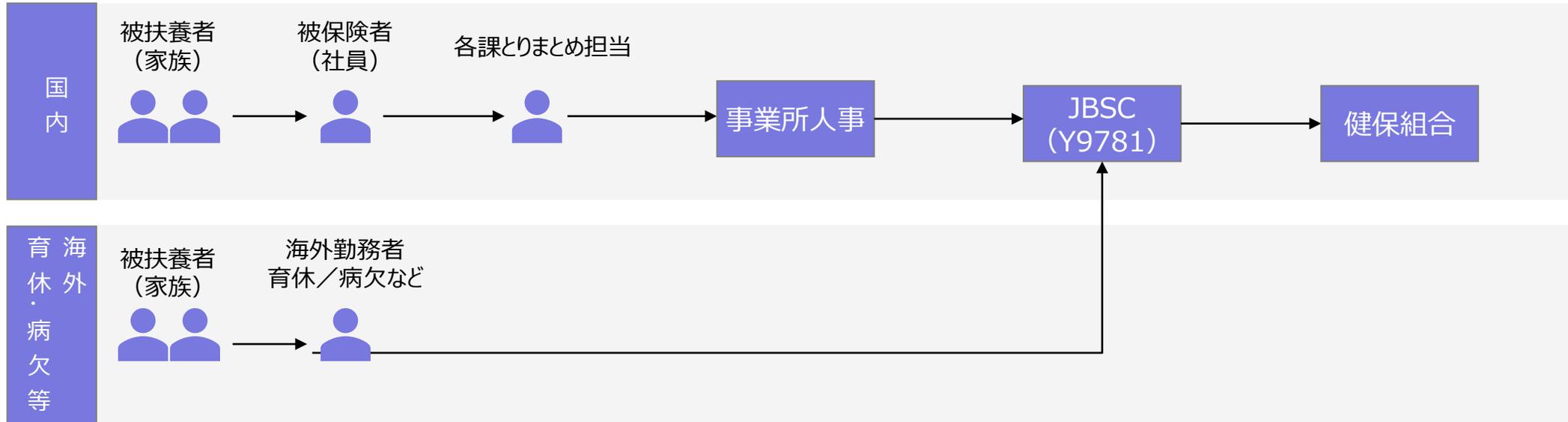
（参考）資格情報のお知らせの配布ルート



※事業所人事から被保険者（社員）への具体的な配布方法は、事業所人事が別途アナウンスします。

健康保険証の切替えについて（保険証記号「5」JSR用）

（参考）健康保険証の回収ルート



※保険証を紛失した場合は「回収不能届」をJBSC経由で健保組合にご提出いただきます。